

総社市教育委員会技能労務会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市教育委員会教育長 久山延司

総社市教育委員会規則第2号

総社市教育委員会技能労務会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

総社市教育委員会技能労務会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年総社市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（技能労務会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された技能労務会計年度任用職員（以下「フルタイム技能労務会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当及び退職手当をいい</u>、同項第1号の規定により採用された技能労務会計年度任用職員（以下「パートタイム技能労務会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当をいう。</u></p>	<p>（技能労務会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された技能労務会計年度任用職員（以下「フルタイム技能労務会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び退職手当をいい、同項第1号の規定により採用された技能労務会計年度任用職員（以下「パートタイム技能労務会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当<u>及び</u>期末手当をいう。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。